



# ちよっとためになる お金 の話

こんにちは。FP（ファイナンシャルプランナー）角山です。

今回は番外編をお伝えします。

2022年もまもなく終わりを迎えるようになっていきます。

やり残したことはありませんか？

最後にできることは……

ふるさと納税がありましたね！

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から全額が控除される制度です。

何もなかったら、納税をするだけですが、ふるさと納税をすることにより、

① 所得税の還付や住民税の控除が受けられます（※2000円は差し引かれます）

② 寄付額の30%以内ですが、お礼の品がもらえます

次に、手続きの流れです。

① 納税上限額を調べる（検索で『ふるさと納税上限額』と入れてもらえれば計算できます）※その際に源泉徴収票があると便利です。

② 寄付したい自治体がありましたら、申し込みをしましょう。その際にクレジットカード払いができるのでその場で手続きは完了します。

③ お礼の品が届く。品物によって

は年明けになりますが、申し込みが完了していたら、問題ないです。また、寄付金受領証が届きます。※寄付金控除の手続きは確定申告、ワンストップ制度を利用することになります。

1年間の寄付先が5自治体以内、自治体へ申請書を送付する。自治体によってはオンラインで完了します。会社員で確定申告をしていないという方はワンストップ制度を利用しましょう。  
**【注意】申請書を送付する場合は翌年の1月10日（必着）になります。**

ここで注意点。確定申告はしない予定でワンストップ制度を利用したが、医療費がかさみ医療費控除を受けるために確定申告をするとワンストップ制度は無効になります。その時は、確定申告の時に医療費控除と一緒に申告をしましょう。

今年一年、ありがとうございました。来年はさらに有益な情報を発信します。来年も良かったら、見てください。

**HUG HUG 特典** 無料相談は要予約  
角山先生と1対1で相談（相談時間：1時間 無料）  
&  
家計診断（ライフプラン）作成プレゼント

無料相談をご希望の方は、メールにて受け付けています。  
①氏名 ②メールアドレス ③電話番号 ④ご希望の日時を明記し、「info@hughug-town.com」までお送りください。



角山 大尚

約18年前より独立し、ファイナンシャルプランナーとしてセミナーや個別相談会を全国各地で開催。個別で勉強して身につけた知識をどう実生活に活かしていくかをアドバイスしている。